

日医発第1175号(健Ⅰ)
令和8年9月11日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

災害共済給付に係る医療機関向け証明様式用入力フォームの周知について(依頼)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本スポーツ振興センターより、(別添1)のとおり、標記に係る周知依頼がありました。

災害共済給付に係る「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の証明については、これまで通り手書きでも問題ございませんが、パソコンによる簡易入力可能なフォームが下記ホームページに掲載されています。理由手順書(別添2)と併せてご覧ください。

つきましては、簡易入力フォームのご利用について、貴会会員へのご周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

【日本スポーツ振興センター 災害共済給付Webの医療機関用ホームページ】

<https://www.jpnsport.go.jp/enzen/saigai/seido/tabid/1954/Default.aspx>

【参考】

令和7年4月15日付 日医発第147号(健Ⅰ)

災害共済給付制度における「医療等の状況」の文書料について(再周知)

※昭和35年通知について、現状の取扱いを維持していただくようお願いしております。

令 8 日 ス 振 事 企 第 1 6 号
令 和 8 年 9 月 4 日

公益社団法人日本医師会
会長 松 本 吉 郎 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 芦 立 訓

災害共済給付に係る医療機関向け証明様式用入力フォームの
周知について（依頼）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターでは、貴会の御理解、御協力のもと、学校教育の円滑な実施に資することを目的として、学校の管理下において災害にあった児童生徒等を救済するための災害共済給付事業を実施しております。給付金の請求に当たっては、平成17年度から災害共済給付オンライン請求システムを運用しておりますが、令和9年1月にシステム刷新を予定しており、現在準備を進めているところです。

医療機関の皆様には御協力いただいている「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の証明については、システム刷新後も、これまでと同様に所定の紙様式による証明をお願いすることとなります。一方で、これら紙様式への記載に係る御負担の軽減を図るため、簡易入力フォームとして利用できるPDFファイルを作成しました。

については、貴会会員の皆様への周知について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 周知いただきたい事項

災害共済給付に係る医療機関の証明様式について、パソコンによる入力可能なPDF形式の入力フォームを当センターホームページに掲載しています。

医療機関の皆様におかれましては、当該入力フォームをダウンロードしていただき、児童生徒等の保護者（患者）様から証明の依頼があった際には、必要事項を御入力の上、印刷して御活用くださいますようお願いいたします。

2 掲載している入力フォーム

- (1) 医療等の状況（別紙3（1））
- (2) 治療用装具・生血明細書（別紙3（6））

3 掲載場所

当センターホームページ 災害共済給付Web内の医療機関用ページ
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/1954/Default.aspx>



【本件問合せ先】

災害共済給付事業部事業企画運営課
中出・大崎・菅家

電 話：03-6804-1703

メール：saigaikyosai-jigyo@jpnsport.go.jp

災害共済給付に係る医療機関向け 証明様式用入力フォーム利用手順書

1. はじめに

本手順書は、災害共済給付に係る医療機関向け証明様式(OCR 様式)のダウンロード、入力及び印刷方法について説明するものです。

ご利用前に必ず本手順書をご一読ください。

2. 入力前の準備

(1) 利用環境

入力フォームは、以下の環境でご利用ください。

推奨環境

- OS : Windows OS、Mac OS
- PDF 編集ソフトウェア : Adobe Acrobat Reader

動作保証対象外

- Linux OS、Chrome OS の環境での利用
- Adobe Acrobat Reader 以外の PDF 編集ソフトウェアによる PDF への入力
- Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox 等のウェブブラウザによる PDF への入力

注意

上記推奨環境以外で入力した場合、文字位置のずれや印刷不良等が発生する可能性があります。

(2) Adobe Acrobat Reader のインストール

入力フォームを利用するためには、Adobe Acrobat Reader が必要です。Adobe Acrobat Reader は、以下の開発元の Web ページから無償でダウンロード可能です。

Adobe Acrobat Reader(無償) <https://get.adobe.com/jp/reader/>

3. 様式を PC へ保存

(1) 様式をダウンロード

1. 日本スポーツ振興センターのホームページ内「災害共済給付 Web」の「医療機関用ページ」(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/1954/Default.aspx>)を開きます。
2. 対象の様式を選択します。
3. PDF ファイルをダウンロードします。
4. 使用している PC 内の任意のフォルダに保存します。

！重要！

- 様式をダウンロードする前に、お使いのウェブブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox 等）上で PDF へ入力作業は行わないでください。
- ブラウザ上で入力した場合、印刷時に文字がずれたり、入力した文字が正しく印刷されない場合があります。
- ダウンロードする PDF は、必ず未入力の状態でご保存してください。

<ダウンロード先>



医療機関の方

令和8年9月時点

(2) 入力用フォーマットの作成

1. PC 内に保存したダウンロードファイル(PDF ファイル)を右クリックします。
2. 「プログラムから開く」を選択し、「Adobe Acrobat Reader」で起動します。
3. 医療機関情報(毎回共通して入力する項目)のみを入力します。
4. 「入力用フォーマット」として PC 内の任意のフォルダに保存します。

ポイント

医療機関名、所在地、医師名など、毎回共通して入力する項目については、あらかじめ入力した状態の様式を作成し、「入力用フォーマット」として保存しておくことを推奨します。

4. 様式への入力

(1) ファイルを開く

1. PC 内に保存した「入力用フォーマット」ファイルをコピーします。
2. コピーしたファイルを右クリックします。
3. 「プログラムから開く」を選択し、「Adobe Acrobat Reader」で起動します。

(2) 必要事項を入力

1. 各入力欄へ必要事項を入力します。
2. 入力後、必要に応じて、児童生徒ごとのファイルとして保存します。

ポイント

- 診療報酬請求点数は、必要な桁数分の数字を入力すると、自動的に枠内へ反映されます。
- 文字サイズや書体の変更は不要です。
- 「Tab」キーを押すと、次の入力欄へカーソルが移動します。

！重要！

- 入力作業は必ず Adobe Acrobat Reader で行ってください。
 - ウェブブラウザ上での入力を行わないでください。
 - 児童生徒等の個人情報の漏えいなどの原因となるおそれがありますので、他の児童生徒情報が入力されたファイルの再利用は行わないようご注意ください。
-

5. 様式の印刷

(1) 様式を印刷する

1. Adobe Acrobat Reader のメニューから「印刷」を選択します。
2. 内容を確認し、印刷を実行します。

※最新の様式(令和8年4月改正:左上に二次元コード付き)で印刷されます。

今後、様式改正が行われた場合は、改正後の様式を反映した入力フォームをご案内します。

(2) 様式を児童生徒等の保護者(患者)へ渡す

1. 印刷した内容に誤りがないか確認します。
2. 児童生徒等の保護者(患者)へ印刷した紙を渡します。

! 重要!

- 作成したファイルを保存しておく必要がなければ、様式を印刷後、当該ファイルを削除してください。

6. 証明様式(OCR 様式)について

令和9年1月のシステム刷新以降は、証明様式を受け取った保護者が、スマートフォン等で本様式を撮影し、災害共済給付システムにアップロードする運用となります。

アップロード後は、新システムの OCR(光学的文字認識)により、傷病名や診療報酬請求点数等を自動で読み取り、データ化します。そのため、文字位置のずれや文字のかすれ等があると、OCR で正しく読み取れない場合があります。

円滑な給付事務を行うため、本手順書に沿った入力及び印刷にご理解とご協力をお願いいたします。

日医発第147号(健Ⅰ)
令和7年4月15日

都道府県医師会 会長 殿

日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

災害共済給付制度における「医療等の状況」の文書料について(再周知)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和35年5月20日付日医発第31号の文書(別添1)につきましては、しばしば本会宛にご照会いただいているところです。今般、本会としても再度文書を見直して検討いたしました。その結果、これまで通り、この内容を継続していただきたいという結論に至りましたので、改めて、この文書料についてご案内申し上げます。

災害共済給付制度は、昭和35年度に日本学校安全会によって開始されました。この制度において医療費の給付を受けるために必要な文書が「医療等の状況」(別添2)です。当時、日本医師会は文部省からの協力要請もあり、「こどもの健康と幸福のために」この文書料を無料にすることとし、都道府県医師会に通知を发出了しました。

日本学校安全会の業務は現在「独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)」が担っており、そのホームページ(よくあるご質問(医療費関係))※には、

【Q】医療機関に「医療等の状況」を証明していただく際に、文書料はかかりますか？

【A】「医療等の状況」等**を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています(法律等で無料と定められているものではありません。)。なお、「医療等の状況」を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

と記載されており、医療者に対する敬意が示されています。

次に給付金額についてですが、まず、初診から治癒までの間の医療費総額が500点(5,000円)に満たない場合は給付対象になりません。

医療費に対するJSCからの給付額は保険診療の医療費総額の3割の額(療養に要する費用の算定額)に、保険診療の医療費総額の1割(療養に伴って要する費用)を加算した額になります。

【例】保険診療の医療費総額が1,000点(10,000円)の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

$1,000\text{点}(10,000\text{円}) \times 3/10 = 3,000\text{円}$ (窓口での支払額、自己負担分)

(B) 療養に伴って要する費用

$1,000\text{点}(10,000\text{円}) \times 1/10 = 1,000\text{円}$ (1割相当額、JSC付加支給分)

(A)+(B)=4,000円(JSCからの給付額)

JSCに確認いたしましたところ、令和4年度における医療費給付額の中央値は約2,300円と
のことであり、実際に支給されている大半は低額であることがわかりました。

さらに、本制度は、給付金の支払請求等の事務を学校・保育所及びその設置者にご協力いた
だいていることもあり、低額の掛金で成り立っているものです。

昭和35年通知(別添1)は、発出から60年以上経過しているため、学校・保育所や保護者にも
定着しています。日本医師会が発出した当時の考えを尊重し、現状の取り扱いを維持してい
たきますよう、改めて、よろしくお願い申し上げます。

【日本スポーツ振興センター 災害共済給付Web 参考URL】

※よくあるご質問(医療費関係)(別添3)

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/qa/tabid/1900/Default.aspx>

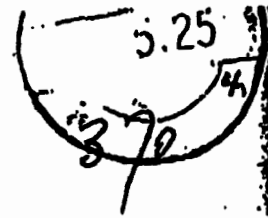
※※医療等の状況等については下記2つのリンクをご確認ください

よくあるご質問(給付金請求の手続)(別添4)

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/qa/tabid/1903/Default.aspx>

医療機関の方へ(別添5)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/1954/Default.aspx#iryoku3_1



日医発第三一号

昭和三十五年五月二十日

日本医師会長 武見太



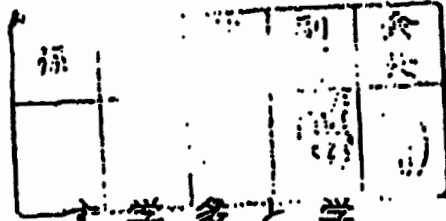
都道府県医師会長 殿

学校安全会における医療関係事項について

学校安全会法に基き、学校管理下の傷病に関する共済給付が、四月一日から実施されることになっております。但し業務機構の整備等の関係で全国的には都道府県毎に業務開始に多少の時期的デコボコはあるものと思ひます。

学校管理下傷病に対する共済給付（療養費給付期間は一ケ年）の種類は左の三つであります。

- 1 負傷・疾病の療養費・社会保険診療費の半額
- 2 死亡給付・十万円
- 3 廃疾給付・十四等級に区分、五千円から最高十三万円まで



以上の給付は、学校側が安全会に請求し、安全会から学校を経由して学童へ支払うことになつています。

三つの共済給付の実施は学校安全会の仕事の支柱であります。安全会の業務の中で、特に医師と関係のある事項を順次取上げ御連絡致します。

1 文書料について

学校管理下の負傷。疾病に関し、学童が右記の三つの給付を受けるためには、請求手続上、治療費領収、死亡や廃疾に関する証明（診断）等のための文書が要ります。

これらの文書の内、社会保険で診療を行つたケースにあつては、その領収書は左記の様式（第2号様式の3）となつており、診療内容については省略して、医師は只当該月の診療総点数を書き込むことになつております。

日本医師会では本文書のみは無料として協力することに決定致しました。

しかし、学校管理下の傷病を自由診療で治療した場合の診療報酬領収済明細書（第2号様式の4―医療等の状況）は勿論、死亡診断書（埋葬許可書又はその写が取れない場合に必要）、廃疾報告書（第3号様式の2）等も、安全会共済給付外のもので、吾々としては有料（慣行料金・自己負担）として取扱うことになりました。

これは日本医師会と文部省や日本安全会との間で既に了解が成立して、特に（第三号様式の2）廃疾報告書中の医師の証明は、廃疾診断書と読み替えて差支えありませんから、念

のため書き添えます。

2 学校安全会支部審査会委員について

日本学校安全会支部規程に基いて、各都道府県支部には審査会が設置されます。

これは災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査を行なうので、医師が重要な構成員となつています。委員は支部長が任命しますが、任命に当つては、都道府県医師会の推せんによることになつております。

文部省でもこの主旨に沿つて安全会支部を指導しつゝありますから、貴会におかれても十分御留意のほどお願い致します。

3 文書料等の不払対策について

学校安全会共済給付に伴う文書料や診療費について未払いがあつた場合には、医師と学校長とが密に連絡を取ることによつて解決し得るものと思ひます。

共済給付はすべて学校長の手を経由して受給者に支払われるからであります。文部省でもこれを下部指導の方針としております。

以上、学校安全会業務の内から、医師に関係ある部分を摘録致しました。貴会々員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件は日医雑誌六月一日号に掲載の予定。なお五月十五日号の全理事務会記録を参照願います)

医療等の状況

立

学校（園）

令和 年 月 分

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

医療機関へお願い

診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

被災児童生徒等	氏名					男	平成	年 月 日生							
						女	令和								
傷病名	(1) (2) (3)														
診療開始日	(1)	令和	年	月	日	診療実日数			転 帰						
	(2)	令和	年	月	日	日			治 癒	死 亡	中 止				
	(3)	令和	年	月	日										
診療報酬点数	外 来 に 係 る 療 養					入 院 に 係 る 療 養									
	十万	万	千	百	十	一	点	日 数	十万	万	千	百	十	一	点
								日 間							
							入院に係る食事療養標準負担額	日 数	万	千	百	十	一	円	
								日 間							
上記のとおり証明します。															
令和 年 月 日															
医療機関所在地及び名称															
氏 名															
※ 決 定	外来に係る療養分					10円×	$点 \times \frac{4}{10} =$					円			
	入院に係る療養分					10円×	$点 \times \frac{4}{10} =$					円			
	入院に係る食事療養標準負担額										円				
	合 計										円				

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。
- 2 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。
- 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。
- 4 ※印は、記入しないこと。
- 5 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。（*該当する項目に☑をつけてください。）		
①記入者*	②公費負担医療制度*	☐乳幼児 ☐ひとり親 ☐子ども医療助成 ☐障害者総合支援法*
☐ 保護者	☐ 利用なし（記入終了） ☐ 利用あり（右欄記入）	☐ その他
☐ 学校（園）		（利用している制度を記入）
☐ 設置者		自己負担額
☐ 医療機関		（「利用あり」の場合に記入）
		円

【保護者のみなさまへ】

医療機関を受診した場合は、本用紙に証明していただいでください。

- ・災害共済給付制度は、学校・保育所等の管理下で発生する災害に対して給付を行い、教育活動の円滑な実施に資することを目的として設立された公的な互助共済制度です。請求に必要な「医療等の状況」等は、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。医療機関等に証明していただくにあたっては、用紙を持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことをご了承ください。
- ・受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなりますので、速やかに学校・保育所等に提出してください。

「医療等の状況」の記入方法

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務にご協力をいただき、ありがとうございます。

医療費の証明に当たっては、以下の記入例に基づきご対応いただきますようお願い申し上げます。

- ①医療保険の療養（院内処方分を含む。）について、証明をお願いします。
- ②療養月ごとに記入してください。
- ③総医療費（10割分の点数）を記入してください。

別紙3(1)

学校（保育所等）記入欄

立 学校（園）

平成 年 月 日

令和 年 月 日

被災児童生徒等 氏名 安全 健二 男 平成 年 月 日 生

女 令和 年 月 日 生

医療機関へお願い

この枠内の記入をお願いします。

療養月を記入してください。

・学校の管理下での災害による傷病名のみ記入してください。

・傷病部位を記入してください。

例) 21 | 1 歯牙破折

入院・外来の合計を記入してください。

治療が継続している場合は、記入の必要はありません。

保険外診療や学校の管理下と関係のない傷病（むし歯など）の点数を除いて記入してください。

食事療養標準負担額を記入してください。

（例：課税世帯で、1日3食で3日間入院する場合は、490円×3食×3日＝4,410円となります。）

※令和6年6月1日から食事療養標準負担額が改定されました。

証明日・医療機関所在地及び名称・氏名の記入をお願いします。

公費負担医療制度の利用の記入について、ご協力いただける場合は、よろしくお願いします。

医療等の状況

傷病名 (1) 右足関節骨折 (2) (3)

診療開始日 (1) 平成 令和 年 5 月 10 日 (2) 平成・令和 年 月 日 (3) 平成・令和 年 月 日

診療日数 5 日

転帰 治癒 死亡 中止

診療報酬点数 10万 万 千 百 十 一 点

外来に係る療養 3 点

入院に係る療養 3 点

入院に係る食事療養標準負担額 3 点

合計 10 点

令和 年 6 月 7 日

医療機関所在地及び名称 〇〇市△△1-2-3 〇〇病院 健康 太郎

氏名

※決 定

外来に係る療養分 10円× 点× $\frac{1}{10}$ = 円

入院に係る療養分 10円× 点× $\frac{1}{10}$ = 円

入院に係る食事療養標準負担額 円

合 計 円

(注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。

2 病院又は診療所における医師の療養と歯科の療養は、それぞれ別業とすること。

3 入院に係る食事療養標準負担額は、食事をした日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。

4 ※印は、記入しないこと。

5 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。（※該当する項目に印をつけてください。）

①記入者 * ☐ 保護者 ☐ 学校（園） ☐ 医療機関

②公費負担医療制度 * ☐ 利用なし（記入欄） ☐ 利用あり（左欄記入）

③乳幼児 口ひとり親 口子ども医療助成 口障害者総合支援法 * ☐ その他（該当している制度を記入）

④自己負担額（「利用あり」の場合に記入） 円

証明いただいた傷病名が、学校・保育所等の管理下の災害以外によるものと考えられる場合や傷病名と因果関係が判然としない場合などは、証明内容を確認させていただく場合があります。その場合は、傷病名欄余白等に記入していただくようお願いいたします。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付Webホームページ：https://www.jpnsport.go.jp/anzen/に詳細を掲載しています。



JAPAN SPORT
COUNCIL

Q 医療費の支給期間は何年間ですか？

A 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。

ただし、医療費の月分ごとに、2年の間に請求を行わないと時効となります。

詳しくは、[請求と給付](#)のページをご覧ください。

Q 前回受診したときから数か月、期間が空いてしまった場合でも医療費の給付対象となりますか？

前回の治療から期間が空いた場合であっても、同一の災害による負傷又は疾病に対する治療が引き続き必要と

A 判断された場合は、初診から最長10年間は給付の対象となります。ただし、期間が空いた理由等を確認させていただく場合があります。

Q 療養に要する費用の額が5,000円以上のものとは、どのような場合ですか？

A 医療保険診療を受けた場合で、初診から治癒するまでの医療費総額が5,000円(500点)以上(窓口負担額ではありません。)のものをいいます。

転院も含めて継続治療や調剤分を合わせて医療費総額が5,000円(500点)以上になる場合は、1か月の医療点数が500点未満であっても請求していただくことができます。

詳しくは、[給付金額](#)のページをご覧ください。

Q 最初に受診した病院から転院した場合も対象になりますか？

A 当初の災害による負傷・疾病の治療分であれば、給付対象になります。

Q 治療用装具を購入しましたが、実際に支払った金額と給付金額が合いません。治療用装具は、全額給付されないのでしょうか？

A 治療用装具の給付金額は、医療機関での医療費と同様に総額の3/10(高額療養費に該当した場合はその限度額)に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。

なお、医療保険適用の治療用装具を購入した場合は、保護者はいったん全額を負担し、保護者が保険者に申請することにより、装具代の7/10が療養費として保険者から払い戻されます。

Q 医療費の給付は、いくら受けられるのですか？

A 災害共済給付が給付する医療費は、医療保険診療を受けた場合の医療費総額の3/10に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。

詳しくは、[給付金\(医療費\)の計算方法](#)のページをご覧ください。

なお、高額療養費の対象となる場合は、所得区分に応じて算定された額になります。

詳しくは、[高額療養費について](#)のページをご覧ください。

Q こども医療費助成制度を利用したために病院での支払額がありませんでした。医療費を請求することはできますか？

- A** 災害共済給付が給付する医療費は、医療保険診療を受けた場合の医療費総額の3/10に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。したがって、こども医療費助成制度などの制度を利用した結果、窓口負担がない場合でも、医療費総額の1/10の支給がありますので、請求いただけます。
- 詳しくは、[給付金\(医療費\)の計算方法](#)のページをご覧ください。
- ただし、医療助成制度の利用に係る取扱いは、自治体の規定により対応が異なり、医療費助成制度と災害共済給付制度の併用が認められていない場合もありますので、各自治体へご確認ください。
- Q** 医療機関に受診する際、健康保険証を提示せずに受診し、10割分の支払いをしました。災害共済給付制度の給付はどうなりますか？
- A** 医療機関で医療費を10割負担(自由診療扱い)した場合は、JSCIにおいて、医療費を健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(診療報酬点数表)により算定した額の4割の支給を行います(健康保険に加入していない児童生徒等が受診した場合も同様です)。
- なお、健康保険証を提示せずに受診した場合は、「医療等の状況(別紙3(2)(ア)～(ウ))」に証明していただきます。
- 詳しくは、[給付金\(医療費\)の計算方法](#)のページをご覧ください。
- Q** 総合病院に受診したところ、初診時保険外併用療養費を負担しましたが、給付対象になりますか？
- A** 医療保険診療外のため、給付対象になりません。
- Q** 医療機関に「医療等の状況」を証明していただく際に、文書料はかかりますか？

A 「医療等の状況」等を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています(法律等で無料と定められているものではありません)。

なお、「医療等の状況」を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。
- Q** 治療期間の交通費は給付対象になりますか？
- A** 災害共済給付が給付する医療費は、医療保険各法(健康保険、国民健康保険など)に基づく療養を対象としています。
- 治療期間の交通費については給付対象になりません。
- Q** 差額ベッド代は給付対象になりますか？
- A** 医療保険診療外のため、給付対象になりません。
- Q** けがをした生徒の保護者が任意で加入している民間の保険と災害共済給付と両方から給付を受けることはできますか？
- A** 任意で加入されている保険から給付を受けた場合も災害共済給付は行います。なお、民間の保険の制限については、そちらに確認をしてください。
- Q** 子どもが学校で誤って友達にけがをさせてしまいました。加害者の保護者から医療費の請求を行うことはできますか？

A 災害共済給付の請求は、被害児童生徒の保護者から行っていただくことになります。
なお、災害共済給付制度は、児童生徒間の加害行為による災害に対しては、特に悪質な加害行為を除き、個々の案件を勘案しつつ、児童生徒の救済という観点から、JSCが被害児童生徒へ支給を行い、加害児童生徒の保護者へ損害賠償の求償権の行使等を差し控えています。

Q 学校でのけがで病院を受診していますが、なかなか治らないため、別の病院を受診したいと考えています。この場合も給付対象になりますか？

A 災害共済給付の医療費は、初診から治ゆまでの医療費総額が5,000円(500点)以上の場合を対象としております。したがって、複数の病院(転院分を含みます。)であっても、同じ災害による負傷・疾病の治療分であれば、給付対象になります。

Q カイロプラクティック、整体等で施術を受けた場合、給付対象になりますか？

A 医療保険診療外のため、給付対象になりません。

Q あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合、給付対象になりますか？

A 医療機関に受診し、医師の同意に基づき医療保険診療として施術を受けた場合は災害共済給付制度の給付対象になります(請求の際には医師の同意書の写しを添付してください。)

Q 前歯を破折したため、メタルボンド冠(保険外)で補綴しました。この代金は給付対象になりますか？

A メタルボンド冠は医療保険診療外のため、給付対象にはなりません。
なお、3本以上の歯を破折しメタルボンド冠などで3本以上補綴処置を施した場合、障害見舞金に該当します。

Q 松葉杖は給付対象になりますか？

A 松葉杖は医師の指示で治療中に購入した場合のみ、治療用装具として給付対象になります(レンタルは、給付対象になりませんので注意してください。)

Q ガーゼやテープ、包帯は、治療用装具の給付対象になりますか？

A ガーゼやテープ、包帯等の衛生材料については、給付対象になりません。

Q 柔道整復師に治療上必要と認められ、サポーターを購入しましたが、給付対象になりますか？

A 治療用装具は、医師が治療上必要と認めて購入したものが対象となります。柔道整復師によるものは給付対象になりません。

Q スポーツ用品店でサポーターを購入しましたが、給付対象になりますか？

A 装具製作会社、医療器材店又は医療機関等で購入したものが対象となります。スポーツ用品店で購入したものは、給付対象になりません。

Q 装着をしていた眼鏡や歯の矯正器具が破損・変形してしまいましたが給付対象になりますか？

- A** 災害共済給付の医療費は、医療保険診療に係る費用が対象になります。物損に係る費用は給付対象になりません。
- Q** アナフィラキシーショックの既往症があるためエピペンを処方されましたが、給付対象になりますか？
- A** 当該災害により発症したアナフィラキシーを治療するものではなく、今後アナフィラキシー症状が発症した場合にその悪化を防止する目的で処方されたエピペンは、当該災害に係る治療とは認められず、給付対象になりません。
- Q** 新型コロナウイルス感染症について、5類移行後の取扱いはどのようにになりますか。
- A** 新型コロナウイルス感染症については、これまで保健所等の見解をもとに学校等の管理下における感染経路を確認するとともに、設置者の見解を求め、給付の可否を判断していたところですが、「5類感染症」移行後は、保健所の調査も実施されないことから、発症と学校等の管理下での感染との因果関係を立証することは非常に困難になることが予想されます。したがって、季節性インフルエンザ等と同様に、通常の学校等での活動中において感染が疑われる事案であっても給付対象と判断することは難しくなると考えています。
ただし、修学旅行等の行事に参加中に発症した場合は、風邪症候群と同様に取り扱い、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」として給付の可否を判断することとします。
- Q** 災害共済給付の医療費は、確定申告の際に医療費控除の対象となる金額から除外するのでしょうか？
- A** JSCでお答えすることはできませんので、管轄の税務署にお問い合わせください。
- Q** 災害共済給付の医療費や障害見舞金は課税対象として税金がかかるのでしょうか？
- A** 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する災害共済給付金（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金）は、非課税となります。
- Q** 令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合に負担することとなった「特別の料金」は、災害共済給付の対象となりますか。
※「特別の料金」とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。
- A** 「特別の料金」は、医療保険診療外のため、給付対象になりません。

[よくあるご質問のトップに戻る](#)

ポスト

いいね！ 0

シェアする

よくあるご質問(給付金請求の手續)

- Q** 医療費は、請求してから支払われるまでどのくらいの期間がかかりますか？
- A** 医療費の支払請求の通常の流れは、管内の学校・保育所等分をとりまとめたものを設置者から毎月10日までに[JSC担当部署](#)へ提出していただき、JSC担当部署は、1か月以内に給付の可否を決定し、決定した給付金は、設置者を通して保護者の方へお支払いします。
なお、請求書類等に照会事項があり、内容の確認が必要な場合は、給付の可否の決定までお時間がかかる場合があります。
- Q** 給付を受けるためにはどうすればよいですか？保護者はどのような手續をとればよいですか？
- A** 医療費の請求に際しては、治療を受けた医療機関に、傷病名、医療費(診療報酬請求点数)等を証明していただきますが、その内容の別に様式が定められています。各種様式は、[様式ダウンロード](#)のページからダウンロードできます。
保護者の皆様には、治療を受けた医療機関で証明を受けた「医療等の状況」等の用紙を学校等へ提出していただきます。
学校では、「災害報告書」を作成して、学校等の設置者を經由してJSC担当部署へ請求していただくことになります。
詳しくは、[請求と給付](#)のページをご覧ください。
- Q** 医療費の請求をすることになった保護者に対する説明資料はありますか？
- A** 医療費を請求することになった保護者へ学校等が「医療等の状況」等を渡す際の説明文例を作成しています。
詳しくは、[学校等・設置者の方へ](#)のページをご覧ください。
- Q** 「医療等の状況」等の記入方法を説明した資料はありますか？

A 「医療等の状況」(医療機関・柔道整復師等)、「調剤報酬明細書」、「治療用装具明細書」、「歯牙欠損診断書」の記入方法を作成しています。詳しくは、[医療機関の方へ](#)のページをご覧ください。
また、[様式ダウンロード](#)のページには、裏面に記入方法を印刷できるように各種様式を掲載しています。各様式を両面印刷して保護者へお渡しください。
- Q** 学校や設置者が医療費の請求手續をする際に注意する事項をまとめた資料はありますか？
- A** 医療費の請求手續きの留意点を掲載したチラシを作成しています。申請前のチェック表としてご活用いただけます。
詳しくは、[学校等・設置者の方へ](#)のページをご覧ください。
- Q** 療養が複数月(複数の医療機関)にわたっている場合、「医療等の状況」等の証明はどうすればよいですか？
- A** 医療費は、療養が複数にわたっている場合、ひと月ごとに請求をしていただくことになります。したがって、「医療等の状況」等の用紙は、ひと月ごとに、また、医療機関が複数にわたる場合は、医療機関ごとに証明が必要になります。
学校等の担当の先生から必要な用紙及び枚数をいただってください。
なお、各種様式は、[様式ダウンロード](#)のページからダウンロードできます。

- Q** 医療費の請求は、治療が終了してからまとめて請求してもよいですか？
- A** まとめて請求いただくことも可能ですが、医療費は、診療月分ごとに2年の間に請求を行わないと時効になりますので、請求期間にご注意ください。
- Q** 薬局においてリフィル処方箋を使用したため、病院や診療所へ受診していません。どのように請求すればよいですか？
- A** 病院や診療所で処方された月の医療費が既に給付済みである場合は、「調剤報酬明細書(別紙3(7))」のみ提出ください。未請求の場合は、処方月と同月の「医療等の状況」を一緒に提出してください。
- Q** 治療用装具を請求する際に添付する領収書は、コピーでもよいですか？
- A** 装具を購入した装具製作会社、医療器材店又は医療機関が発行した領収書のコピーを提出してください。
- Q** 高等学校卒業後も治療が継続します。どのように請求すればよいですか？
- A** 卒業校である高等学校から卒業生として、引き続き請求してください。
- Q** 中学校3年生の3月に学校でけがをしましたが、医療機関へ受診したのは高等学校※進学後の4月の場合は、どのように請求したらよいですか？ ※JSCの災害共済給付制度に加入している高等学校
- A** 医療費総額が5,000円(500点)を超えるまでは、中学校から請求してください。5,000円(500点)を超えたあとは、中学校から高等学校へ引継ぎ(申し送り)をしていただき、高等学校から請求していただくことになります。
- Q** 友達とけんかをしてけがをしたために病院を受診しましたが、第三者加害行為とみなされ、「医療等の状況」の証明をしてもらえませんでした。どうしたらよいですか？
- A** 医療機関で医療費を10割負担(自由診療扱い)した場合は、「医療等の状況(別紙3(2)(ア)～(ウ))」に証明していただいてください。
給付金の額は、[給付金\(医療費\)の計算方法](#)のページをご覧ください。
- Q** 医療費の請求に必要な用紙がなくなりました。入手方法を教えてください。
- A** [様式ダウンロード](#)のページからダウンロードできます。
なお、災害共済給付オンライン請求システムを利用いただければ、災害報告書及び災害継続報告書の書面での提出は不要です。
- Q** 障害が残りそうだと医者に言われましたが、障害見舞金の請求はできますか？
- A** 障害見舞金は、学校の管理下での負傷及び疾病が治ゆ又は症状固定後に障害が残った場合に、その程度により給付を行います。したがって、まずは医療費を請求していただき、災害に係るすべての治療が終了した後、後遺障害が残った場合に障害見舞金の請求を行ってください。
- Q** 歯牙欠損見舞金の請求に必要な書類を教えてください。
- A** 歯牙欠損見舞金支払請求書・歯牙欠損報告書・歯牙欠損診断書・災害報告書(写し)を提出していただきます。
書面による請求となり、災害共済給付オンライン請求システムからは請求できません。

各種様式は、[様式ダウンロード](#)のページからダウンロードできます。

歯牙欠損見舞金については、「[歯牙欠損見舞金に関するQ&A](#)」[PDF:292KB]をご覧ください。

-  民法の一部改正による成年年齢の引き下げに伴う災害共済給付制度への影響はありますか？
-  災害共済給付制度についても成年は18歳となり、18歳に達した生徒・学生は、本人が請求し、給付を受けることとなります。
-  民法の一部改正により成年年齢が20歳から18歳になった場合、いつから18歳に達した生徒・学生が給付金の受給者になりますか？
-  令和4年4月1日以降に年度の途中で18歳に達する場合は、18歳の誕生日の前日から給付金の受給者になります。

[よくあるご質問のトップに戻る](#)

ポスト

いいね！ 1

シェアする

災害共済給付業務にご協力いただきありがとうございます。

医療費等の証明に当たっては、下表の様式の記入方法を作成しています。
記入例に基づきご対応いただきますようお願い申し上げます。

様式名	様式番号	証明機関
医療等の状況	別紙3(1)	病院、診療所、歯科医院
医療等の状況	別紙3(3)	柔道整復師(接骨院など)、あん摩・マッサージ・指圧師
治療用装具・生血明細書	別紙3(6)	病院、診療所、歯科医院／保護者
調剤報酬明細書	別紙3(7)	保険薬局
歯牙欠損診断書	別記様式第 3	歯科医院

■医療等の状況(別紙3(1))【病院、診療所、歯科医院】

画像をクリックするとPDFが開きます。

[illegible]

[PDF:1.151KB]

■医療等の状況(別紙3(3))【柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師】

画像をクリックするとPDFが開きます。

[illegible]

[PDF:666KB]

画像をクリックするとPDFが開きます。

[illegible]

[PDF:1,089KB]

画像をクリックするとPDFが開きます。

[illegible]

[PDF:1,595KB]

画像をクリックするとPDFが開きます。

[illegible]

[PDF:1,465KB]